

答案用紙（基礎法令・整備関係法令）

受講 番号		氏 名 生年月日	昭・平 年 月 日						

問題 1 適切な記号を記入しなさい。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
イ	イ	ウ	ア	ウ	イ	ウ	イ	エ	ウ

11	12	13	14	15
イ	ウ	エ	ア	イ

問題 2 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ウ	ケ	シ	ス	コ	ク	サ	エ	セ	ト

問題 3 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
エ	イ	イ	エ	ウ	イ	オ	ア	オ	オ

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
ア	ウ	ウ	ウ	ア	エ	ウ	オ	ウ	ア

問題 4 適切な字句を記入しなさい。

①	②
型式	1 / 3

③
平成 24年 11月 22日

④	⑤
自動車	200

※この欄には、何も記入しないで下さい。

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	合 計

平成24年度第1回 自動車検査員教習試験問題

(基礎法令・整備関係法令)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は75分間です。
3. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
4. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
5. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
6. その他、試験員の指示に従って受検すること。

問題 1 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び同法施行規則に規定されている事項に関して述べたものである。各文の【①】～【④】のあてはまる字句の組合せとして適切なものを選び、その記号を記入しなさい。

なお、番号が重複する場合は同じ字句が入るものとする。

1. この法律は、道路運送車両に関し、【 ① 】についての公証等を行い、並びに【 ② 】及び【 ③ 】その他の環境の保全並びに整備についての【 ④ 】を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

	①	②	③	④
ア	所有権	信頼性の確保	災害の防止	技術の向上
イ	所有権	安全性の確保	公害の防止	技術の向上
ウ	使用权	信頼性の確保	公害の防止	新技術の発展
エ	使用权	安全性の確保	災害の防止	新技術の発展

2. この法律で「道路運送車両」とは【 ① 】、【 ② 】及び軽車両をいう。また、この法律で「【 ① 】」とは、【 ③ 】により陸上を【 ④ 】させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を【 ④ 】させることを目的として製作した用具であって、道路運送車両法第2条第3項に規定する【 ② 】以外のものをいう。

	①	②	③	④
ア	自動車	軽自動車	エンジン等	運行
イ	自動車	原動機付自転車	原動機	移動
ウ	普通自動車、小型自動車	軽自動車	エンジン等	運行
エ	普通自動車、小型自動車	原動機付自転車	原動機	移動

3. 何人も、国土交通大臣若しくは【 ① 】者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車【 ② 】は、これを取り外してはならない。ただし、【 ③ 】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定める【 ④ 】事由に該当するときは、この限りでない。

	①	②	③	④
ア	番号標交付代行	車両番号標	新規検査	やむを得ない
イ	番号標交付代行	登録番号標	整備	特異な
ウ	封印取付受託	登録番号標	整備	やむを得ない
エ	封印取付受託	車両番号標	新規検査	特異な

4. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を【 ① 】し、その他車台番号又は原動機の型式の【 ② 】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【 ③ 】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第 3 2 条の規定による【 ④ 】を受けたときは、この限りでない。

	①	②	③	④
ア	塗まつ	識別	整備	命令
イ	まつ消	識別	新規登録	許可
ウ	まつ消	同一性確認	新規登録	許可
エ	塗まつ	同一性確認	整備	命令

5. 自動車は、【 ① 】又は【 ② 】について、国土交通省令で定める【 ③ 】又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、【 ④ 】してはならない。

	①	②	③	④
ア	乗車定員	装置	安全上	運行の用に供
イ	構造	装置	保安上	登録
ウ	乗車定員	最大積載量	保安上	運行の用に供
エ	構造	最大積載量	安全上	登録

6. 法第 4 0 条から第 4 2 条まで、第 4 4 条及び第 4 5 条の規定による【 ① 】又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の【 ② 】及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に【 ③ 】であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は【 ④ 】に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

	①	②	③	④
ア	安全上	機能	安全	整備事業者
イ	保安上	構造	安全	使用者
ウ	保安上	機能	快適なもの	整備事業者
エ	安全上	構造	快適なもの	使用者

7. 自動車は、自動車検査証を【 ① 】、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を【 ② 】しなければ、運行の用に供してはならない。

また、検査標章は、当該自動車検査証がその【 ③ 】を失ったとき、又は【 ④ 】、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に【 ② 】してはならない。

	①	②	③	④
ア	備え付け	備え付け	効力	予備検査
イ	保有し	表示	有効期間	予備検査
ウ	備え付け	表示	効力	継続検査
エ	保有し	備え付け	有効期間	継続検査

8. 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の【 ① 】を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに【 ② 】され、又は自動車検査証返納証明書に【 ③ 】された構造等に関する事項について【 ④ 】があつたときは、その効力を失う。

	①	②	③	④
ア	交付	登録	記録	書換
イ	交付	記録	記載	変更
ウ	返付	記録	記録	変更
エ	返付	登録	記載	書換

9. 【 ① 】行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を【 ② 】し、若しくは【 ③ 】し、又は【 ② 】若しくは【 ③ 】に係るこれらのものを【 ④ 】してはならない。

	①	②	③	④
ア	何人も	偽造	複製	掲示
イ	使用者は	複製	変造	販売
ウ	使用者は	複製	複製	売買
エ	何人も	偽造	変造	使用

10. 何人も、法第58条第1項の規定により有効な【 ① 】の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【 ② 】、装置の取付け又は【 ③ 】その他これらに類する行為であつて、当該自動車が【 ④ 】に適合しないこととなるものを行つてはならない。

	①	②	③	④
ア	登録事項通知書	改造	改造	保安基準
イ	登録事項通知書	整備	取り外し	審査事務規程
ウ	自動車検査証	改造	取り外し	保安基準
エ	自動車検査証	整備	改造	審査事務規程

(施行規則第2条、別表第1 自動車の種別) イ

11. 法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力は下表(道路運送車両法施行規則別表第1(抜粋))のとおりである。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車(軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。))にあつては、その総排気量が【 ① 】リットル以下のものに限る。)	4.70メートル以下	【 ② 】メートル以下	2.00メートル以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が【 ③ 】リットル以下のものに限る。)	3.40メートル以下	【 ④ 】メートル以下	2.00メートル以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.250リットル以下のものに限る。)	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下

	①	②	③	④
ア	1.99	1.69	0.660	1.49
イ	2.00	1.70	0.660	1.48
ウ	1.99	1.70	0.990	1.48
エ	2.00	1.69	0.990	1.49

12. 法第49条第2項の分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 原動機を【 ① 】て行う自動車の整備又は改造
 - 二 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを【 ① 】て行う自動車の整備又は改造
 - 三 【 ② 】のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを【 ① 】て行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
 - 四 かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを【 ① 】て行う自動車の整備又は改造
 - 五 【 ③ 】のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを【 ① 】、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを【 ① 】て行う自動車の整備又は改造
 - 六 緩衝装置のシャシばね（【 ④ 】及びトーションバー・スプリングを除く。）を【 ① 】て行う自動車の整備又は改造
 - 七 けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。）を【 ① 】て行う自動車の整備又は改造

	①	②	③	④
ア	取り外し	走行装置	ブレーキ	エアスプリング
イ	脱着し	走行機能	制動装置	ショックアブソーバ
ウ	取り外し	走行装置	制動装置	コイルばね
エ	脱着し	走行機構	制動機能	リーフスプリング

13. 法第36条（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中臨時運行許可番号標に記載された【 ① 】が判読できるように、臨時運行許可番号標を自動車の【 ② 】の【 ③ 】位置に確実に取り付けることによって行うものとする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、【 ④ 】の臨時運行許可番号標を省略することができる。

	①	②	③	④
ア	数字	前面又は後面	見やすい	前面
イ	番号	前面及び後面	取付やすい	前面又は後面
ウ	文字	前面又は後面	取付やすい	前面又は後面
エ	番号	前面及び後面	見やすい	前面

14. 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第54条の2第1項の規定により必要な整備を行うべきことを【 ① 】自動車が【 ② 】し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）若しくは自動車の【 ③ 】したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったときは、当該【 ④ 】を取り消すことができる。

	①	②	③	④
ア	命じた	滅失	用途を廃止	命令
イ	指示した	修理	運行を中止	命令
ウ	命じた	修理	運行を中止	通告
エ	指示した	滅失	用途を廃止	通告

15. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を【 ① 】日又は当該自動車検査証に有効期間を【 ② 】日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の【 ③ 】から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を【 ② 】場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の【 ④ 】とする。

	①	②	③	④
ア	交付する	満了する	一月前	前日
イ	交付する	記入する	一月前	翌日
ウ	返納した	追記した	30日前	当日
エ	返納した	記入する	45日前	前日

問題 2 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に規定されている道路運送車両の点検及び整備に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を下枠から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を【 ① 】に適合するように維持しなければならない。
2. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、【 ② 】により自動車を点検しなければならない。
3. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 点検の年月日
 - 二 【 ③ 】
 - 三 整備の概要
 - 四 整備を完了した年月日
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
4. 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（法第54条の2第1項に規定するときを除く。）は当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な【 ④ 】を行うことを命ずることができる。
5. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の【 ⑤ 】その他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。
6. 法第55条第1項の自動車整備士の技能検定は、申請者が保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有するかどうかを【 ⑥ 】及び実技試験により判定することによって行う。

7. 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする【 ⑦ 】を作成し、これを公表するものとする。
- 一 法第47条の2第1項及び第2項（日常点検整備）並びに第48条第1項（定期点検整備）の規定による点検の実施の方法
 - 二 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法
 - 三 前2号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項
8. 自動車点検基準別表第1において、事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検では、灯火装置及び方向指示器について、点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、【 ⑧ 】及び損傷が無いことを点検することが示されている。
9. 法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項（点検整備記録簿の記載事項）は、次のとおりとする。
- 一 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
 - 二 点検又は分解整備時の【 ⑨ 】
 - 三 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称）
10. 国土交通省告示「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のディスク・ホイールを取付けた後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後に規定トルクでホイール・ナットを締め付けることについては、【 ⑩ 】km走行後が最も望ましいとされている。

ア. 改造	イ. 運行	ウ. 保安基準	エ. 汚れ	オ. 交換部品
カ. 使用	キ. 使用年数	ク. 学科試験	ケ. 目視等	
コ. 取付又は取り外し	サ. 手引	シ. 点検の結果	ス. 整備	
セ. 総走行距離	ソ. 走行距離	タ. 点検	チ. 備え付け	
ツ. 養成講座終了の有無	テ. 5～10	ト. 50～100		
ナ. 500～1000	ニ. 実施要領			

問題 3 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令又は通達等に規定されている自動車の整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれの枠内から選び、その記号を記入しなさい。
なお、重複する場合は同じ字句が入るものとする。

1. 自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の【 ① 】及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。また、自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の【 ① 】を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

ア. 区別 イ. 類別 ウ. 条件 エ. 種類 オ. 種別

2. 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が【 ② 】に適合するようにしなければならない。

ア. 定期点検 イ. 保安基準 ウ. 点検整備 エ. 車検 オ. 検査

3. 法第80条第1項第1号に規定する自動車分解整備事業の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- 一 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、別表第4に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。
- 二 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。
- 三 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- 四 事業場は、別表第5に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
- 五 事業場には、【 ③ 】の分解整備に従事する従業員を有すること。
- 六 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも1人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。第62条の2の2第1項第5号において同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

ア. 1人 イ. 2人以上 ウ. 3人以上 エ. 4人以上
オ. 5人以上

4. 自動車分解整備事業者は、法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場において、当該作業に係る料金を【 ④ 】の見やすいように掲示しなければならない。

ア. 従業員 イ. 訪問者 ウ. 顧客 エ. 依頼者 オ. 自動車使用者

5. 地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する【 ⑤ 】、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

ア. 車両置場 イ. 資金 ウ. 設備 エ. 資本 オ. 屋内作業場

6. 地方運輸局長は、法第94条の2第1項の【 ⑥ 】、技術及び管理組織が同項に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該指定自動車整備事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

ア. 車両置場 イ. 設備 ウ. 資金 エ. 資本 オ. 屋内作業場

7. 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を【 ⑦ 】しなければならない。

ア. 選定 イ. 指名 ウ. 指示 エ. 任命 オ. 選任

8. 自動車検査員その他第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【 ⑧ 】に従事する職員とみなす。

ア. 公務 イ. 公共の福祉 ウ. 組合 エ. 整備振興会 オ. 会社

9. 優良自動車整備事業者の認定を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 受けようとする認定の種類
- 四 実施している整備作業の範囲
- 五 事業場管理責任者の氏名及び略歴
- 六 【 ⑨ 】の氏名及び略歴
- 七 工員の構成及びその技能程度

ア. 全工員	イ. 整備主任者	ウ. 自動車検査員	エ. 工場長
オ. 主任技術者			

10. 法第94条の2の規定に基づき指定自動車整備事業の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 法第94条の2第2項において準用する法第78条第2項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けようとする者にあつては、その内容
- 四 認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第78条第2項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容
- 五 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、その種類及び認定番号
- 六 優良自動車整備事業者の認定を受けていない者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 実施している整備作業の範囲
 - ロ 【 ⑩ 】の氏名及び略歴
 - ハ 主任技術者の氏名及び略歴
 - ニ 工員の構成及びその技能程度

ア. 全工員	イ. 整備主任者	ウ. 自動車検査員	エ. 工場長
オ. 事業場管理責任者			

1 1. 法第94条の2第1項に規定する指定自動車整備事業者の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 法第94条の5第4項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチにそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみ限定されている場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

- イ ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト
- ロ ブレーキ・テスト
- ハ 前照灯試験機
- ニ 音量計
- ホ 速度計試験機
- へ 一酸化炭素測定器
- ト 炭化水素測定器
- チ 【 ⑪ 】

ア. 黒煙測定器又はオパシメータ イ. 黒煙測定器及びオパシメータ
ウ. PM測定器 エ. 粒子状物質測定器 オ. Nox・PM測定器

1 2. 法第94条の4第3項の規定による自動車検査員の選任届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 【 ⑫ 】の氏名又は名称及び住所

二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車検査員の氏名及び生年月日

四 法第94条の4第2項ただし書の規定により他の事業場の自動車検査員を届出に係る事業場の自動車検査員として選任しようとする場合にあっては、当該他の事業場の名称及び所在地

ア. 整備主任者 イ. 他の自動車検査員 ウ. 届出者 エ. 代理申請人
オ. 事業場管理責任者

1 3. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の規定に基づく自動車検査員の保安基準に適合する旨の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【 ⑬ 】することにより行う。

ア. 記名 イ. 押印 ウ. 記名し、及び押印 エ. 記名し、又は押印
オ. 記名し、若しくは押印

14. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は法第94条の5第4項の検査をした日から【 ⑭ 】とする。

ア. 2週間 イ. 15日程度 ウ. 15日間 エ. 30日間
オ. 自動車損害賠償責任保険の満了日の翌日まで。

15. 【 ⑮ 】は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。

ア. 指定自動車整備事業者 イ. 事業場管理責任者 ウ. 統括管理責任者
エ. 工場長 オ. 整備主任者

16. 道路運送車両法第94条の5第1項の規定により、指定自動車整備事業者に保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者は、当該指定自動車整備事業者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を【 ⑯ 】しなければならない。

ア. 引き渡し イ. 発行 ウ. 提出 エ. 提示 オ. 届出

17. 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車分解整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の【 ⑰ 】であること。

ア. 条件の範囲内 イ. 燃料の区分の範囲内 ウ. 種類の範囲内
エ. 軸重の範囲内 オ. 用途の範囲内

18. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実にを行うため、当該検査に係る自動車の【 ⑱ 】については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。

ア. 点検作業 イ. 点検作業及び整備作業 ウ. 作業工程の管理
エ. 調整作業 オ. 整備作業

19. 法第94条の2に基づく指定自動車整備事業の指定に係る設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織のうち、当該事業場の保有する工員の数は【 ⑲ 】であること。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上であること。

ア. 4人以下 イ. 4人 ウ. 4人以上 エ. 5人 オ. 5人以下

20. 現に指定自動車整備事業を営んでいる自動車分解整備事業者が、新たに指定自動車整備事業の指定を受けようとする場合、自動車検査の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））が基準以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の【 ㉔ 】であること。

ア. 3%以下 イ. 3%以上 ウ. 5%以下 エ. 1/30以下
オ. 30%以下

問題 4 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に基づく通達に規定されている指定自動車整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を記入しなさい。

1. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の名称、【 ① 】又は数について変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。
2. 法第94条の2に基づく指定自動車整備事業の指定に係る設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織のうち、当該事業場の自動車工の数に対する整備士の割合（整備士保有率）は【 ② 】以上である。
3. 自動車検査証の有効期間の満了日が平成24年11月15日であって、自動車使用者から提示のあった自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、その保険期間が平成25年11月22日までとなっている自家用貨物自動車の継続検査において、自動車検査員が平成24年11月13日に完成検査を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証を平成24年11月14日に交付する場合、当該保安基準適合証の最終の検査申請日は【 ③ 】である。
4. 指定自動車整備事業規則第10条の2で定める第3号様式の指定整備記録簿の「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、指定自動車整備事業規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項（道路運送車両法施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。）と現車と照合を行ったうえで、当該【 ④ 】の諸元等を記載すること。
5. 自動車検査員は、法第94条の5第2項の検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認するが、この場合において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が【 ⑤ 】km以下のものは同一であるとみなすものとする。

平成24年度 自動車検査員教習試験問題

(検査関係)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は75分間です。
3. 自動車検査独立行政法人審査事務規程(本則及び附則)(「以下「審査事務規程」という。)は会場への持ち込みを認めます。
4. 簡易な卓上計算機の使用は認めますが、それ以外の計算機(電子計算機、及び計算機能付き携帯電話等)を使用してはいけません。
5. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
6. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
7. 答案用紙は2枚綴りになっています。切り離さないで下さい。
8. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
9. その他、試験員の指示に従って受検すること。

問題1 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程に照らして、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. タンク自動車の車体の後面には、最大積載量、比重及び積載物品名を表示しなければならない。
2. 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
3. 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるタイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤにあつては、タイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1）にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても0.8mm以上の深さを有すること。
4. 普通貨物自動車は、空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の18%以上でなければならない。
5. 燃料装置の配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるものは、保安基準に適合しないものとする。
6. 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であつて、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものは保安基準に適合するものとする。
7. 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が5t以上のものの後面には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
8. 普通乗用自動車の最低地上高を測定する際は、検査時車両状態でなければならない。
9. 電気自動車の電気装置の作動電圧が直流60Vを超える部分を有する動力系の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャに、感電保護のための警告表示として、右図の様式の表示があつたので保安基準に適合とした。
10. 自動車の後面には、後部霧灯を備えることが出来るが、後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていなければならない。



問題2 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程に照らして、適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 後付けの前部霧灯（フォグランプ）が不点灯であり、配線はされていたが電球が取り外されていたので保安基準に適合とした。
2. 車両総重量7500kgの貨物自動車に装着された突入防止装置の平面部の最外縁が、後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあったため保安基準に適合とした。なお、当該突入防止装置は、それ以外の基準については適合するものとする。
3. 平成20年12月9日に製作された乗車定員9人の普通乗用車の座席ベルト非装着時警報装置が電源投入10秒後運転者席の座席ベルトを装着したときに警報を発したので保安基準に適合とした。
4. 自動車のかじ取装置であるタイロッドが変形していたので、熱を加えて変形を修正した。
5. 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラスの開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。）の実長の25%の範囲に交通信号機を確認できる可視光線透過率60%の着色フィルムが貼り付けられていた。
6. 専ら砂利、土砂を運搬する最大積載量8,500kgの普通貨物自動車（自動車検査証の車体の形状がダンプ）の荷台の内側寸法を測定したところ、長さ5.20m、幅2.20m、高さ（深さ）0.50mであった。
7. 乗車定員5人の普通乗用車に備えられた補助制動灯が不点灯だったので、その全て（電球及び配線を含む）を取り外し保安基準に適合とした。
8. 乗車定員4名の小型乗用自動車の方向指示器が、1分間に100回の一定周期で光度が増減することが確認できたので、保安基準に適合とした。
9. 小型乗用自動車の後面に備える後部反射器において、審査事務規程による取付要件については適合しており、形状が長方形で後部反射器の反射部の面積が12cm²であり、夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認でき、かつ、反射光の色は赤色で、損傷や汚損もなかったため保安基準に適合とした。
10. 車両総重量18500kgの被牽引自動車に備える車幅灯の照明部の最外縁が、自動車の最外側から400mmとなるように取り付けられていたので保安基準に適合とした。

問題3 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程について述べたものです。各文の【 】の中に当てはまる適切な数値を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 平成19年12月1日に製作された次の自動車（最高速度が【 ア 】km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車の除く）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。
 - ・貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が【 イ 】t以上又は最大載重量が【 ウ 】t以上のもの。
 - ・上記の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する自動車。
2. 四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行【 エ 】mについて【 オ 】mmを超えてはならない。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。
3. 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあつては、「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数が【 カ 】 m^{-1} （少数点第2位までを記入）を超えないものであること。
4. 普通自動車（最高速度20km/h以上）に備える四灯式の走行用前照灯は、その光度が最大となる点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より【 キ 】mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの【 ク 】分の1下方の平面に挟まれた範囲にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、主走行ビーム1灯につき【 ケ 】cd、又は他の走行用前照灯との光度の和が【 コ 】cd以上あること。
5. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【 サ 】m、幅【 シ 】m、高さ【 ス 】mを超えてはならない。

6. 乗車定員4人の小型乗用車に備える制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が【セ】W以上【ソ】W以下で照明部の大きさが【タ】 cm^2 以上であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。

7. 乗車定員5人の普通乗用車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上【チ】m以下、下縁の高さが地上【ツ】m以上となるように取り付けられていること。また、最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から【テ】mm以内となるように取り付けられていること。

8. 自動車（最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の番号灯は、夜間後方【ト】mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。

問題4 次の《A表》自動車検査証の自動車を検査機器等による検査を実施した結果、《B表》に示す計測値等を得た。次頁の問いに答えなさい。なお、製作年月は初度登録年月とする。

《A表》 自動車検査証

平成21年11月16日

陸運事務所長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初年登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
沖縄 300ね × × × ×	平成21年11月16日	平成21年11月	普通	乗用	自家用	箱型 [001]			
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
国土交通			4人	- kg		1300 kg	1520 kg		
車台番号			長さ	幅	高さ	前後軸重	前後軸重	後後軸重	後後軸重
GR × × × - 1234567			428 cm	169 cm	123 cm	620 Kg	- Kg	- Kg	680 Kg
型式	原動機の型式		総排気量又は定格出力		燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号		
DBA-GR × × × ×	17B		2.49	kw	ガソリン	99988	0003		
所有者の氏名又は名称	国土交通 花子								
所有者の住所	東京都千代田区霞が関 × × × ×								
使用の本拠の位置	沖縄県浦添市港川 × × × ×								
有効期間の満了する日	平成24年11月15日		年月日						
備考 [沖縄] 新規検査 [21年度税制] 平成21年11月16日 新規検査 受検済み 平成22年度燃費基準10%向上達成車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB 以下余白									

《B表》

■検査機器等による検査

前軸	制動力		軸重	左右差	取付高さ	前照灯		前部霧灯	警音器
	右	左				右	左		
	1750	N	②	⑥	N	60	60	cd	聴感・テスト 7m, A特性
	2020	N							113
			kg	⑦	N/Kg	cm	cm	+ -	速度計の誤差
									3.5
			kg	⑧	N	13	10	km/h	指針の振れ
									7
			N/Kg	⑨	N/Kg	cm	cm	+ -	聴感・テスト
									0.8
			kg	⑩	N/Kg	152	115	km/h	速度表示灯の誤差
									0.8
			kg	⑪	N/Kg	cd	cd	mm	タイヤの振れ
									315
			kg	⑪	N/Kg	cd	cd	mm	サイド・スリップ
									1
			kg	⑪	N/Kg	cd	cd	mm	黒煙・粒子状物質

■自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通	乗用	自家用	箱形	国土交通	DBA-GR × × × ×	4	
車両重量	車両総重量	原動機型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類
1300 kg	1520 kg	17B	428 cm	169 cm	123 cm	2.49 L	ガソリン

《C表》

項 目			計 算 式	計 算 値	判 定
主 制 動 力	前 輪	検査時車両状態における前軸重 に対する左右差	⑫	⑦ N/kg	⑰
	後 輪	検査時車両状態における後軸重 に対する左右差	⑬	⑨ N/kg	⑱
		検査時車両状態における後軸重 に対する制動力の割合	⑭	④ N/kg	⑲
	総 和	検査時車両状態における自動車 の重量に対する制動力の割合	⑮	⑩ N/kg	⑳
検査時車両状態における自動車の重量に対 する駐車ブレーキの制動力の割合			⑯	⑪ N/kg	㉑
右側の走行用前照灯			光軸の判定		㉒
			光度の判定		㉓
左側の走行用前照灯			光軸の判定		㉔
			光度の判定		㉕
自動車の速度計の誤差の判定					㉖
サイド・スリップの判定（横すべり量の特例扱いを受けた自動車ではない。）					㉗
警音器の音の大きさの判定（自動車の前方7mの位置において、測定した。）					㉘
近接排気騒音の判定（原動機は車両の前部に有する）					㉙
アイドリング排出ガスの判定					㉚

- 《A表》の自動車について検査機器等による検査を実施したところ、《B表》の結果となりました。この結果から《B表》の①～⑩欄を記入し、《C表》の⑫～⑯については、計算式（計算値は、軸重に対する左右差については小数点第3位を切り上げし、その他の制動力の割合では、これを切り捨ててそれぞれ小数点第2位まで求めること。）を記入しなさい。
なお、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測（ブレーキ・テストのローラは乾燥状態とし、自動車は検査時車両状態における各軸重を計測することが困難な場合であることとする。）したところ、ブレーキ・テストのローラ上では全ての車輪がロックすることなく《B表》の結果となりました。
- 《B表》の結果から、《C表》の「判定」欄⑰～⑳の各項目について、道路運送車両の保安基準への適合するものは「○」を、適合しないものは「×」を記入しなさい。

答 案 用 紙 (検査関係)

受講番号		氏 名	
		生年月日	昭・平 年 月 日

(注：答案用紙中※の欄には何も記入しないで下さい。)

問題 1 適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
×	○	○	×	○	○	×	×	○	○

問題 1	※
------	---

問題 2 適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
×	○	×	×	×	×	×	×	○	×

問題 2	※
------	---

問題 3 適切な数値を記入しなさい。

1	ア	90	イ	8	ウ	5		
2	エ	1	オ	5				
3	カ	0.50						
4	キ	100	ク	5	ケ	12000	コ	15000
5	サ	12	シ	2.5	ス	3.8		
6	セ	15	ソ	60	タ	20		
7	チ	1.5	ツ	0.25	テ	400		
8	ト	20						

問題 3	※
------	---

問題 4

1. 《B 表》中の(①)～(⑩)欄に数値を記入し、《C 表》中の(⑫)～(⑯)欄には計算式を記入しなさい。

注意：計算値については、問題の指示に従って記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥
6640	675	680	4.22	1355	270
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
0.40	530	0.78	4.90	1.94	

	計 算 式
⑫	$[(2020-1750)/(620+55)] = 0.400 = 0.40$
⑬	$[(1700-1170)/680] = 0.779 = 0.78$
⑭	$[(1700+1170)/680] = 4.220 = 4.22$
⑮	$[(1750+2020+1700+1170)/(1300+55)] = 6640/1355 = 4.900 = 4.90$
⑯	$[2640/(1300+55)] = 2640/1355 = 1.948 = 1.94$

2. 《C 表》中の「判定」欄⑰～⑳の各項目について、道路運送車両の保安基準への適合するものは「○」を、適合しないものは「×」を記入しなさい。

⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
○	○	○	○	×	×	○
⑳	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
○	×	×	○	×	×	×

問題 4

※